

第 2 回天理市総合教育会議 議事録

開催日時	平成 28 年 11 月 2 日 (水) 13 時 30 分～15 時 30 分
開催場所	天理市役所 5 階 5 3 1 会議室
出席者	並河市長、森継教育長、田中教育委員会委員、中嶋同委員、 名倉同委員、前川同委員
欠席者	なし
事務局	山中公室長、城内公室理事、加藤総合政策課長、 三喜田同課係長、巽同課主査、桑原同課主査
事務局側	仲谷教育委員会事務局長、岡本同局次長、 吉岡学校教育課長、綿谷同課指導主事、北林同課指導主事、 西岡教育総務課長、土田同課係長、

◇会議次第

- 開会
- 市長挨拶
- 案件
 1. 天理市いじめ防止基本方針（案）について
 2. 総合教育会議における教育大綱の進捗管理について
 3. その他

◇資料

- 資料番号 1. 席次表
- 資料番号 2. 天理市いじめ防止基本方針（案）
- 資料番号 3. 天理市いじめ防止基本方針スケジュール
- 資料番号 4. 総合教育会議における教育大綱の進捗管理について
- 参考資料①. いじめ防止対策推進法
- 参考資料②. 奈良県いじめ防止基本方針
- 参考資料③. 第 1 回天理市総合教育会議 議事録

◇司会

<事務局 加藤>

それでは、只今より第2回天理市総合教育会議を開催させていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、総合政策課加藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。まず、初めに並河市長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

<並河市長>

委員の皆さま方には大変お忙しい中、第2回の総合教育会議にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は本市の教育振興に大変にご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。教育大綱を作らせていただいて、上半期が過ぎたわけですが、各学校でそれを踏まえた取組みを一部初めていただいているところです。ただ、それぞれの学校が、お互いに何をやっているのか、情報共有していきながら、しっかりとグッドプラクティスを、市全体として進めていくということは、まさにこれからかなと思っているなかで、今日は、全体の流れをここまで来ましたというところの確認までは、中間報告的な要素になってしまうかもしれませんが、むしろそういう時期なればこそ各校が、何に留意してやっていくべきなのかというところについて、忌憚のないご意見をいただければと思います。また、それに加えまして県のほうでいじめ対策の基本方針が出来たと、それを受けて本市でもいじめの問題は決してあってはならないと考えるなかで、市としての方針を作っています。これから、パブリックコメントにかけていくというような立ち位置でございますので、本日はそのご確認もいただき、しかし、方針はあくまで基本的なことで具体的にどういようように対応していくかというところは、まだここに書き込んでいない部分がございます。そこについて皆さま方のご意見を賜りたいと思います。大変お忙しい中、恐縮ですが、どうぞよろしく申し上げます。

<事務局 加藤>

ありがとうございました。それでは案件に入ります前に、資料の確認をさせていただきますと思います。事前に送付させていただいております資料といたしまして、ホッチキス留めした分厚い書類といたしまして、資料1が席次表、資料2が、天理市いじめ防止基本方針（案）、資料3が天理市いじめ防止基本方針スケジュール、資料4が総合教育会議における教育大綱の進捗管理についてです。また、参考といたしまして、いじめ防止対策推進法、奈良県いじめ防止基本方針、第1回天理市総合教育会議議事録の3点につきましても事前に送付させていただいております。当日資料といたしまして、机の上に2つほど置かさせていただいておりますが、重点テーマ進捗報告書と右上に小さい字で書かれてあるものと、平成28年度上半期天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略/進捗管理表というものと、資料：いじめ防止対策推進法をふまえた天理市の組織と記載のあるA4のものについては、資料2のうしろにつけておくべきものでしたが、抜けて

おりまして大変申し訳ありません。今回この部分に挿入するという形でご利用いただきたいと思ひます。以上資料のほうは、過不足等ございませんでしょうか。

それでは、案件に入っていきたいと思ひます。案件の議事進行につきましては、並河市長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

<並河市長>

それでは、案件の1番目、天理市いじめ防止基本方針（案）についてでございます。これについては、資料の2でございますけれども、参考①と参考②を参照いただけたらと思ひます。一般的な内容になっておりますが、まず、概要を事務局からお願ひします。

<事務局 加藤>

分かりました。案件1の天理市いじめ防止基本方針（案）及び策定スケジュールにつきまして続けて説明させていただきたいと思ひます。まず、いじめ防止基本方針と言ひますのは、2011年の滋賀県大津市の中学校で発生いたしました、生徒の自殺問題を受けまして、2013年4月に制定されました、参考①いじめ防止推進法の第12条により、その策定を求められるものでございまして、本市といたしましては、来年の4月よりこの方針を制定・実施していきたいと考えています。この方針につきましては、市の基本方針を広く市民の皆さまからご意見をいただくために、来年1月初めからパブリックコメントの実施に向け、12月議会にてパブリックコメントを実施するという旨の報告をする必要がございます。こちらのほうは、後でスケジュールのところで説明させていただきます。本日のこの会議におきましては、基本方針の案につきまして各委員の皆さまからの質疑等にお答えするとともに、ご意見を頂戴し、さきほど市長のほうからお話ありましたように、具体化ができていないところもございまして、そのあたりご意見いただきまして、パブリックコメントを実施したいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひします。それでは、学校教育課のほうよりまず、本市のいじめ防止基本方針（案）について説明させていただきます。

<事務局 北林>

学校教育課の北林と申します。よろしくお願ひします。今ありましたように、いじめ防止基本方針の経緯と概要について説明させていただきます。法律等の流れにつきましては、今お話しがありました。それを受けまして平成25年に国の方針として、いじめ防止等のための基本的な方針として出され、平成28年の3月に県のいじめ防止基本方針が策定されました。この県の方針が出される前に、学校いじめ防止基本方針が各学校のほうで、法律の第13条に基づいて策定するようになっておりましたので、天理市は、平成26年2月に各校に策定の依頼をしております。現在、すべての小中学で学校いじめ防止基本方針については、策定しております。市のほうも準備はしておりましたが、3月に出された県のものを受け、本市も策定という形になっております。ただ、その中で

法律の第 14 条 1 項にいじめ問題対策連絡協議会を条例の定めるところにより設置しなさいと形になっている事に関しては、現在、生徒指導主任者会を市、教育委員会のなかで持っていますが、そちらを充てていこうと予定しています。また、法律の 14 条 3 に教育委員会の附属機関を設置するということになっておりますが、これに関しては、いじめ問題等対策委員会というところで現在対応を進めています。いじめ防止基本方針については、資料 2 の一番後ろに概要版をつけておりますので、そちらをご覧くださいと思います。まず、大きく分けて 4 部構成になっております。最初にいじめ防止等のための基本的な考え、2 番目に天理市・天理市教育委員会におけるいじめ防止等のための取組み、3 番目に学校におけるいじめ防止等のための取組み、最後に重大事態への対応となっておりますが、1 箇所 2 番目の天理市・天理市教育委員会におけるの後、いじめ防止等のための取組みが抜けておりますので、付け加えていただきたいと思います。

1 つ目のいじめ防止等のための基本的な考えということで、いじめの定義として法律の第 2 条 1 項に示されている通りです。いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。法律に記載されている通りです。次のいじめ防止等の対策に関する基本理念は、法律の第 3 条に記載されているものを基にして簡潔にしたものを載せてあります。続きまして、いじめ防止等に関する基本的な考え方という事で、いじめの防止、早期発見、いじめの対処、地域や家庭との連携、関係機関との連携をどうしていくかを記載しております。続きまして、天理市教育委員会としての取組みとして、先程お話をさせていただきました、いじめ問題対策連絡協議会、法律第 14 条 1 項に基づいてということで、ここに記載してありますように関係機関等の連携により構成するという事で、現在、生徒指導主任者会にここに記載してあるような関係機関も参加していただいております。それから教育委員会の附属機関の設置ということで、いじめ問題行動等対策委員会によって、現在、医師、臨床心理士、弁護士、学識経験者、警察関係者等の方々に依頼をしまして、委員会を構成しております。それから、市及び市教育委員会が実施する取組として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応また、地域や家庭、関係機関との連携ということで、基本方針に記載しております。次に、3 番目の学校における取組ということで、学校いじめ防止基本方針というものを各学校で定め動いていっているところです。また、当初に策定したものを各校で見直しの作業もしております。それから、各校で基本方針に基づきまして、いじめ問題対策委員会の設置をしております。法律の 22 条に対応してということで、いじめの問題に対する色々な対策や計画の実行等も行っています。いじめ防止等に対する取組として、いじめの未然防止、早期発見、いじめの対処という取組をやってもらうということで記載しております。

4 番の重大事態への対応ということですが、ここに書いてありますように学校で重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告す

るといことですが、この重大事態というのは、基本方針の 10 ページに記載しておりますが、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、年間 30 日を超える欠席がある場合、このようなケースが重大事態として想定されると考えております。重大事態が起こった場合は、市教育委員会また学校による調査をしたうえで、市長に報告という形になります。その調査結果の報告を受けた市長によるいじめ問題再調査委員会により再調査ができるということになっています。こういう形でいじめ防止基本方針の案を考えさせていただきました。

<事務局 加藤>

続きまして、事務局の方よりいじめ防止対策基本方針の策定に向けたスケジュールについてご説明させていただきます。

<事務局 三喜田>

天理市いじめ防止基本方針策定スケジュールについて説明させていただきます。資料の 3 のスケジュール表をご覧ください。これに基づいて説明させていただきます。いじめ防止基本方針につきましては、パブリックコメントをこの後実施する必要があります。今回のスケジュール非常にタイトではありますが、そのパブコメを念頭においたスケジュールになっております。スケジュールの番号 1 が、本日の第 2 回総合教育会議でございまして、本日頂戴した意見等の内容をふまえて、番号 2 にあります基本方針の案を固めていきたいと考えております。固まった方針の案をもちまして、スケジュールの 7 番、年が改まりまして、1 月 4 日から 2 月 2 日までの 30 日間でパブリックコメントを実施することになっております。戻りまして 4 番のところ、パブリックコメントの実施に先立ちましては、議会へパブリックコメントをしますとご報告をしなければなりませんので、そこで議会への報告をいたします。パブリックコメントの期間が終わりましたら、スケジュールの 8 番ですが、パブリックコメントで頂きました意見を集約いたしまして、必要な修正を案に加えたうえで、スケジュールの 9 番、2 月の中ごろに予定をしております、第 3 回目の総合教育会議でパブリックコメントの実施結果についてご報告させていただくとともに、スケジュールの 11 番 12 番で、11 番で 3 月の議会でパブコメのご報告をし、12 番の 3 月の定例の教育員会では、この案についてご了承をいただくという流れでございまして、最終スケジュールの 13 番のところ、年度が改まって 4 月早々に基本方針の市長決裁を回して制定されるという流れになっております。また、先程学校教育課さんからの説明にも若干ありましたが、いじめ防止の推進法によりまして、3 つ協議会及び附属機関を設けなくてはならないというふうになっております。1 つは、教育委員会にいじめ問題対策連絡協議会という関係機関の連携を図る組織。もう 1 つは、教育委員会の附属機関でございまして、いじめ問題行動等対策委員会ということで、専門家の方々でご議論いただく場。3 点目が、重大事態が発生した場

合に当然、学校、教育委員会における調査が行われるわけですが、その調査結果に対してなんらかの問題点があったり、被害者・ご家族のご意向で教育委員会から離れた調査機関での調査が必要となった場合に、市長部局の附属機関といたしまして、いじめ問題再調査委員会というのを設ける必要があるということで、3つの組織を条例設置しなければならないとなっております。今回ご議論いただく基本方針と並行いたしまして、その3つの機関の設置条例も策定を進めてまいりたいと考えております。そのスケジュールにつきましては、5番6番10番11番といった流れのもと策定を進めてまいりたいと考えております。簡単でございますが、スケジュールについては以上でございます。

<事務局 加藤>

早口な説明になりまして、大変分かりにくかったとは思いますが、委員の皆さまのほうから、今回説明させていただいた質問や疑問点があればいただければなと思っております。

<並河市長>

枠組み的な文言ばかりですので、もちろん策定はしなくてはいけないのですが、体制等について今お話ししたことにご質問だったり或いは論点だったり適宜いただければと思うのですが、私自身の想いといたしましては、作ってそれでよしとして、満足して以上終わりということではなく、市町村の我々としては、体制を整える時には、1人でもいじめで苦しむ子供を実際に減らすことができるのか、いじめに遭ってしまった子供がでた場合に適切な対応をとれるように毎回1個1個の事案にあたふたするという事ではなく、中身ができるかということについて、委員の皆さまには、具体的提言をいただきたいと考えておまして、一旦これはパブリックコメントにかけたりもしますので、方針としては作りつつ、むしろ7ページ以降にございますような、学校におけるいじめ防止のための取組み、各学校で作っているいじめ防止基本方針は学校にあるということですが、それがどこまで具体的かつ実態にそくしたものになっているのか、9ページにあります、いじめの早期発見、アンケートについては、今すでにやっておるのですが、それをどういうふうを活用していくのか、その活用の仕方とところで不十分な点がないかどうか、対処という点について、方針では役割分担や対応手順を明確化しておくという言葉でしか書いていないので、ここから先、実際に明確化したものをこの場でしっかり確認していく必要があると思っております。ただ、今日の時点では、この役割分担や対応手順を明確化しておくという現物はまだできていないですので、こういう点について、よく留意する必要があるのではないかとこのところをいただければ、それなりに十分な意見をふまえて作っていきたいと思っております。冒頭から何か水を差すような発言かもしれませんが、まず、枠組み、体制だったり、今説明があった事に何か質問があったらと思います。いかがでしょうか。

<中嶋委員>

何回もおっしゃっていただいているのですが、3つの協議会を設置するという事ですが、3つをもう一度よろしいですか。

<事務局 三喜田>

この資料(いじめ防止対策法をふまえた天理市の組織)をご覧くださいと思います。条例設置が必要な組織について、教育委員会の中に2つ組織を設ける必要がございます。いじめ問題対策連絡協議会というのが1つです。これは、いじめ防止等に関する機関・団体が集まって連携を図っていきましょうという組織です。もう1点が、外部委員が入った委員会で、教育委員会の附属機関として設置するもので、いじめ問題行動等対策委員会ということで、医者・臨床心理士・弁護士・学識経験者・警察関係者の方が集まって教育長の諮問に応じて審議を行い、答申を行う組織です。3つ目が、自殺等の重大事態が発生した場合に、いの一番に教育委員会や学校での調査があるわけですが、3年前の天津の自殺の事件もありましたけども、また直近で樫原の方でもありましたが、いわゆる教育委員会における調査では不十分であると、また被害者遺族の方からしても出来れば第三者機関にお願いしたいというような場合におきましては、市長の部局に附属機関として、いじめ問題再調査委員会を設置いたしまして、一度教育委員会での調査があったわけですが、それとは別に第三者機関として調査を行うというものが、いじめ問題再調査委員会というものです。この3点が条例で設置する必要があるというふうに求められているものです。

<並河市長>

確認ですけれども、法律の趣旨に基づいてこの3種類のもはやるとしますけれども、こういうものになっていると、ただ、おそらく委員のご指摘としては、そもそも何回聞いても整理が難しいから、どこまでマークするのかという部分も含めてのご指摘でしょうか。

<中嶋委員>

いえいえ、そうではなくてですね、私の理解が悪くて、よく似た名前がたくさんありますので、やはり、これを先程、学校教育課から説明いただいた概要版とこの1枚に載っている組織を機能させるというのが、一番重要なところで、そのために、基本方針があってこれがあるのですが、基本方針は誰が見ても分かりやすい文章ではないと思いますので、これらを機能させる事が意味あると思います。一番理想的なのは、こういうものを設置しないのが理想的なわけで、それがそもそもなくても機能していたはずだったが、ああいう不幸な天津市のいじめの問題があったので、これは予防と、天理市としては予防と考えたいのですが、今後のいじめの予防の為に設置するというのが、肝だと思うのですが、この会議、市長もおっしゃっていますが、協議会を作ったりとか、作るの

は大事なのですが、どうやって機能させるか、実務に繋げるのかというところが大事だと思います。その中で、ご説明の中に、既存の生徒指導主任者会議をあわせるとおっしゃったのは、この3つのどれかになるのですか。

<事務局 綿谷>

いじめ問題対策連絡協議会は、各学校の代表者と関係機関が集まって年間6回ぐらい会議をもっております。生徒指導のことで主に集まっていたのですが、もちろんいじめの内容も関わってきますので、今までもすでにいじめの内容について議論などして、情報交換をしているところでもありますので、それを連絡協議会にあてていくと。

<並河市長>

連絡協議会。これになるわけですね。

<中嶋委員>

真ん中のやつですね。

<事務局 綿谷>

そうです。

<中嶋委員>

それで問題ないわけでしょうか。校長先生、教頭先生は、もちろんお仕事があって校長会や教頭主任会議というのも毎月されていると聞いているのですけども、情報交換というところ、いじめ問題対策連絡協議会に今までの会議を置き換えられるということですか。

<事務局 綿谷>

今までいじめの認知について、各校の情報であるとか、どういうレベルまででいじめと認知していくかの共通理解を部会で話し合いながら確認しているところがありますので、それをそのまま続けていければと思っております。

<中嶋委員>

私が一番思いますのは、大津市の時に一番問題になったのが、事なかれ主義とか、閉鎖的で情報が出てこないとか、ということが全国すべての教育委員会が、あたかもそうであるかのような報道がたくさん出たりとか、実際には天理市はそうではないと、その時の教育委員会でも申していましたし、やはりそれぞれ違うと思うので、その中でこういうものをわざわざ作るということの一番の目的は、風通しをよくする事が大事だと思っていますので、そういう会議でここにもいじめの定義も書いてありますので、基本予防

です。ずっといけたら理想ですが、小さな懸念でも出し合って情報交換できるような会議にしたいと思うのですが、それには、人選と今まである、それで十分に出来ると考えていただいたうえで、それに充てると、そこに校長先生、教頭先生、主任先生が入るべきなのか否かということも含めて、入るべしではないですけども、結果的にそれで十分になるという事を考えて作っていくという事をしていただいたら有り難いかなと思います。意見のような感想のような。

<名倉委員>

市長からの調査依頼のいじめ問題再調査委員会は、教育委員会は現場と直結しているわけですけども、その調査で不十分な場合、この市長の依頼でこういう委員会が開かれるということですが、そのあと調査が不十分以外に調査主体の問題もあるのですか。調査の仕方は、教育委員会で調査しても不十分な調査を、もう一度再調査する場合にどのような調査をするのですか。

<事務局 三喜田>

樫原市で似たような案件がありまして、実際に第三者の再調査で、どういう調査をされたのか、現場に弁護士の先生とかが出向かれてやられたのか、お聞きしたのですが、そういうことはしていなくて、現場の人達に会議室に来ていただいてヒアリングをおこなったり、学校が処理されている調査資料を再度第三者委員会に提出いただいたうえで、それを弁護士、学者の先生なりで再検証されたと同っています。ただ、聞いていてもなかなか具体的に分かってこないところですけども。

<名倉委員>

専門家のご意見をお聞きするということですかね。

<事務局 三喜田>

一番の問題は、樫原市もそうですし、大津市もそうですが、教育委員会で調査してほしくないという強いご意向があつて教育委員会から離れた本当の第三者的な立場からの調査をしていただきたいとご要望が強く、樫原市も顧問弁護士さんが入っておこなっていたものを解散して日弁連などに依頼をかけて京都などからいじめ問題等、調査に詳しい弁護士の先生に来ていただいて、再調査していただいたとお聞きしています。

<名倉委員>

分かりました。弁護士さんが入るということではあると。

<事務局 三喜田>

樫原市の場合は、弁護士さん2人、学識経験者が2人の計4人で調査されたと聞いて

おります。

<並河市長>

一旦整理しましょうか。各校の代表者で今まで報告会などの会合をやっていたと、そこには今までも警察とか地域安全課も入っていましたと、それで今回いじめ問題対策連絡協議会というふうに位置づけましょうと。それといじめ問題行動等対策委員会はメンバーにお医者さん、臨床心理士、弁護士と有識者が入るわけですけども、普段の活動としてこの2つはどのような関係にあるのですか。

<事務局 綿谷>

活動自体に関係はないのですが、いじめ問題行動等対策委員会の付属機関については、定例で年2回、昨年度から実施しております。主に年2回学校に向けてのいじめアンケートをしておりますので、その定例では、いじめアンケートの結果を聞き取りなどして集約したものをすべて出して、その中で気になる点についてご指摘をいただいていると。

<並河市長>

ということですね。それが、しかも重大事態発生時には、これが調査にあたっていくという位置づけですよね。いじめアンケートの結果自体は、この行動等対策委員会でやりますけども、連絡協議会ではどう扱うのですか。

<事務局 綿谷>

そこでは詳しい1個1個の事例は出しませんが、だいたい市全体でこの件数があるってというような概要は示しております。

<並河市長>

概要を示す。それぞれの個別のいじめがあるというように子供が付けてしまった場合の対応は。子どもに聞くじゃないですか。或いは自分の周りにいじめがあるかどうかのアンケートとっていますね。それで自分が受けている、或いは周りがあると認識しているというのが、そのアンケートに書かれた場合、どういう手順になっていきますか。

<事務局 吉岡>

まず、学校でアンケートの結果をもとに聞き取りを行います。それが持ち寄ったなかで、市内全部で共通理解した方がよいのではないかとこの案件に関しては、担当者が持ち寄って、市内皆で検討していく、あるいは、警察や子ども相談所あたりの指示を仰ぎながら検証していきます。

<並河市長>

それは連絡協議会の中で扱うということですね。

<事務局 吉岡>

扱います。

<並河市長>

その中で特に重大な事案については、お医者さんや弁護士さんのいる対策委員会につながっていく。

<事務局 吉岡>

つながっていく場合もあります。

<並河市長>

なおその重大な案件について、保護者さんとかの関係では教委だけではまかないきれないと、もう少し行政全体で対応してくれという話になった場合には、この再調査委員会がでてくると。だいたいそういう形の流れですけども。

この対応について、何かご意見なり、分からないという点がございましたら。

<田中委員>

整理したいのですが、まず学校でいじめがあった、そうすると学校内における対策委員会ですっきりやりなさいと。そういう事ですよ。ね。

<事務局 吉岡>

そうです。

<田中委員>

そこでどうしても問題点が起こってくると教育委員会のいじめ問題対策連絡協議会に持ち寄ってどうしたらよいかという話になると。重大という5つは、こういう問題が起こったと、30日休んでいる、自殺するかもわからない、こういう問題については、当然いじめ問題行動等対策委員会にかけて、どう対応していくのか、親の対応も含めてやる。どうも前に行かないと、もうお手上げやとなれば、市長まで行って、いじめ再調査委員会にかけて、問題にあたっていくという考えで良いのでしょうか。

<事務局 吉岡>

そういう事です。

<並河市長>

理屈のうえでは、そうだと思うのですが、中嶋委員おっしゃっていただいたように、事前の予防策について、皆でやれるかというのが大事だと思っています。実際に、事が起こった時には、今ここで話したような順番で物を考えている余裕はないというのが実感です。最近の事例においては、その晩の未明までにマスコミが押し寄せてきましたが、その時にはいじめかどうかというのが世間の関心が一番集まる中で、意図的に隠そうとこちらが思わなくても、手順でもたついて、情報集約して、まだはっきりしていない事を、まだ言えないというふうに防御反応しているだけで、見る側の市民の皆さんであったり、テレビを見られている皆さんにとっては、隠ぺい体質だとされてしまうという。アンケートでいじめの兆候が見られた時、あるいは、子供がSOSを出している時に、どういう形でしっかり受け止める事ができるのか、それがどの案件の時に、だれが議論するのかという事を、もう少し具体的事例に即して落とし込んでいくことが必要です。基本方針は方針としてあって、その上でそういったものを持っておかななくてはならないかなと思います。

<田中委員>

したがって、最後の形のところですが、前の文章はされるのですか。ここにあがっている文章はこれからされますか。

<並河市長>

こちらで集約して、ご説明したという形になっています。ですので、この場で何かご意見があればどんどん言っていただけたらと思います。

<田中委員>

どこで申し上げればいいのか分かりませんが、1つははっきりしていることは、ここに抜けている1点が、私の体験上、小中連携をきっちと図っておかなくてはならない。いじめというのは、今起こって学級のなかの事ではなくて、かつて掘り起こせば起こすほど、小学校であったではないかという問題があった。そこまで掘り起こさない子供達は安心できる意識が育たないのです。したがって、小中連携、幼小も含めてですけども、生まれて今日までの間、調べる必要があると思います。どっかに入れた方がいいと思います。

<並河市長>

それはどういう形でやっていけばいいのですか。引き継ぎの中で特にこの子はケアが必要だということについて、カルテ的なものを本当にずっと引き継いでいくということ。

<田中委員>

そういう事がひとつ。起こった時に必ずその対応する先生が、ひも解く技術として、そういうスキルを持っておかななくてはならない。

<並河市長>

いま現行どうなっていますか。そういう対応はとれている部分がありますか。

<事務局 吉岡>

小学校の時に課題があったり、支援が必要な子に関しては、連携シートが中学校に行くようになっていきます。

<並河市長>

それは要支援の場合ですよね。一般の人の用ももちろんあるのですか。

<事務局 吉岡>

はい、そうです。

<並河市長>

重要性の部分は、文言として中に入れておくように。

<森継教育長>

3番の学校における取組みの(3)のところに入れておきます。いじめの未然防止のところ

<並河市長>

未然防止の部分ですね。はい。

<中嶋委員>

未然防止、早期発見に田中委員がおっしゃった内容を。

<田中委員>

未然防止と私は違うと思います。いじめはダメですというのは、皆分かっています。だから、天理市としてどんな子供を育てるのかということ、教師みんな常にやらなくてはならないのではないかな。これをメインに置いとかないといじめ防止対策をどれだけやっても……。強調する部分をしっかりしておかないと、絵に書いた餅になってしまうのだろう。

<並河市長>

そうすると、今おっしゃっていた幼少中連携というのは、①, ②, ③全部に掛かってくるというご指摘。③のところに書き込むか、あるいは④として上記①, ②, ③全部に渡って幼少中の中でしっかり情報共有していく事が重要だと書き込んでいくか。それとともに、未然防止のところは、どういう子供を育てるか、教育大綱とも繋がってくる部分だと思います。いま、未然防止に向けた取組みで、グッドプラクティスをお互いに共有し合うような形がどれだけ取れているのでしょうか。ここにも書いていますね。コミュニケーション能力とかロールプレイング法を用いとか、いくつかキーワードがありますけれども、これがそれぞれの学校であったり、それぞれの学年の中で、「こういうような良い例がある」、「こういう成果を上げている」、「我々こういう事をやっているよ」、あるいは「天理市以外の先進地になっているようなところで、こういう事をやっているからぜひ取り入れていこうか」と、こういうような部分で、未然防止のスキルを全体的に上げるような事が、ちゃんと連絡協議会等に取り入れられているのか。

<事務局 吉岡>

日々の取組みというところで、生徒指導主任が集まるいじめ問題対策連絡協議会の中で、各取組みとして、こういう取組みをしているよとか、こういう取組みをやろうとしているが、良いアイデアがないでしょうか等、情報共有の場でやっております。

<並河市長>

ぜひ、私のリクエストとしては、やっていると書いてあるのですが、それぞれの先生が自分で考えるというよりも、良い例をお互いに連携して共有し合うという部分を①の最後に入れ込んでもらうと有り難いです。

<名倉委員>

5ページの①のいじめの未然防止の文言ですが、下の方に「すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る」と書いていただいています。その中で文科省の文言であった文章でこれを入れてみてはどうかという文章があったので、少しお聞きいただけますか。「児童生徒自らが、いじめの問題について学びそうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組みを推進する」という文言がありました。例えば、その例としたら児童会、生徒会によるいじめ撲滅の宣言とか、そういう文言があったので、入れてみてはどうかと思いました。もしも、考えていただけるのならば、お願いいたします。

<並河市長>

生徒自身のそういういじめ防止に向けた取組みをしましょうと。

<名倉委員>

主体的にという事がミソなんです。

<並河市長>

ちなみに文章としては、事前にお読みいただいているのでしょうか。それとも初見に近い感じですか。読んでいただいているという事ですか。

<中嶋委員>

事前にいただいています。

<並河市長>

時間もここでだいぶ使っているのですが。パブコメに入ったからといって、一言一句変えられないということではないですよ、ですから、今名倉委員がおっしゃっていただいた形で、追加することがあればおっしゃっていただければと思いますし、もしなければいつまでにこの提案をいただければいいのですか。

<事務局 三喜田>

パブコメなのですが、一応パブコメに入る前には、市としてはこれでいきますと、後はパブコメによる修正をするだけという状態に通常は持っていくものですが。

<並河市長>

理論では。パブコメにかけるというのは、一言一句変わらないものだというニュアンスがあります。そこの変わった部分もパブリックにみてもらわないという趣旨は分かります。それならば、いつまでならいけますか。

<事務局 三喜田>

1 1月いっぱいをお願いできたらと思います。

<並河市長>

もし、特段他にこの場ではないけれども、後でという場合は、1 1月の早い段階でいただくということをお願いできたらと思います。

<前川委員>

文言については、そんなに私意見はないのですが、基本的な考え方を3ページに書いていますが、いじめというのはどの児童生徒にも起こりえるものでありますから、早期発見・早期対処というのが、私はすごく大事になってくると考えています。アンケート調査で分かる部分もあれば、分からない部分も絶対あります。その中で、アンケート調

査で分からない部分は、担任と児童の関わりしかないです。いかに担任の先生が、子供達をよく見ていくかという部分が、アンケート調査以外には大切になってくるだろうかと、担任の先生の対応というか、ご苦労していただかなくてはならない部分と、それともう一点、個人別生活カードという文言が、10ページに出てきますね。個人別生活カードが具体的にどういう内容が書いてあるか私は知りませんが、どういう事が起こって、どういう指導をしたかというような事が書かれるのかなと思います、それをきちんと取っておくことが、私は大切だと思います。先生がどういう指導したか等きちんと記録として残しておくことが大事ではないかと思います。

<並河市長>

他にも個人情報だったり、極めて機微なものにもなるのかなとも思うので、しっかりと学校でやらないといけないかなと思います。他、いかがですか。教育長、よろしいですか。

<森継教育長>

個人別生活カードは、面談したときにいろんな記録をとったもので、引継の際には非常に有効なものですので、充実させていかなければならないと思います。

<中嶋委員>

先ほど田中委員のご意見をお聞きして、もっともだなと私も思ったのですが、新しい協議会を設置したりとか、新しいことをしているようですが、一番重要なのは、各学校のこれまでもされてこられ、これからもやっていかないといけない、いじめ問題対策委員会、当たり前ですが、学校での対応が一番重要だと思うのです。

この書き方にケチをつけるわけでもないのですが、例えば3番に今、「学校におけるいじめの防止等のための取組」と書いてあるのですが、例えばですが、これを2番に先に持ってきてですね、まず学校で解決すれば一番いいわけで、まず学校が一番大事ですと。そのバックアップというか、各学校での対策の情報交換等をされるのが、先ほどの問題対策連絡協議会で、それで抱えきれない問題が出てきたら、いじめ・問題行動等対策委員会あるいは市長部局の問題対策になっていくということだと思いますので、県や国などもこういう順番になっているのかもしれないのですが、今回これを作ることで、市全体でのこの形を作るということも非常に重要なのですが、今までされてきた学校現場でのいじめへの対策をさらに充実して風通しをよくして、先ほど意見が出ているように、連絡、お互いの学校も隠すのではなく、こういう問題があるがこのように対処しているということを堂々と言いついて防いでいく、そして実際にそれを本当の対処につなげていくというような機関を、風通しと言いましたけども、そういうことをしていくべきだと思います。

<並河市長>

3つ目と2つ目との立てつけがむしろ3つ目が先なのではないかという。

<中嶋委員>

私はなんでも形から入ってしまうのですが、先にある方が、非常に、まずこっちだ、という気がするのではないかと思うのです。

<並河市長>

立てつけ、順番として、3つ目を先にということですね。

<中嶋委員>

理由があると思うのですがね。

<事務局 三喜田>

中嶋委員がご指摘の通り、法的にこういう順番になっておるのでこうなっているのですが。

<中嶋委員>

どうしても上からもらってということになりますが、実際今ボトムアップの実現ということで、現場が一番大事なので、さしつかえなければという事で。

<並河市長>

不都合が生じるわけではないですよ。読む順番で、県の人が見たら、あれと普段読んでいる順番と違う、という事になってしまうかもしれないですけど。

<事務局 三喜田>

そういう発想を持って見たことがなかったので、すぐにできる、できないは判断できかねますが。

<並河市長>

今おっしゃったのは、要は学校の部分が市の体制よりも先にきて、まずはそちらを重視しているというのを、姿勢としても示そうということですね。

<中嶋委員>

強調してですね。学校の先生方が一番それを意識されていると思いますし、我々も地域の方もやはり、学校で一番そういう対策をするということをより強調して、実際にしていたのですが、より強調していくという。

<並河市長>

今いただいたご意見をできるだけ反映したものへの作り変えをパブリックコメントまで

にさせていただいて、それでなおコメント等追加で思いつかれた場合にはできるだけ早い目にこちらの方にご協力いただきたいと思います。それで、第3回目の総合教育会議のときに、パブコメの結果も受けて、ご確認いただくというのと、私からのリクエストとしてはまさに各校で取り組んでいる具体的事例をいくつかでもこの場でしっかりと共有をしていただいて、それについてみなさんからご意見をいただきたいと思いますと思います。

<中嶋委員>

なぜ私がそういうことを申し上げたかといいますと、幼稚園や小学校で問題があった場合、学校の先生や園長先生、校長先生に相談していただいたらよいのですが、事務局や我々委員のところからダイレクトにくるという場合も結構あるんですね。それはやぶさかではないのですが、やはり学校や幼稚園が一番頼りというところが、共通認識としてあるべきなので、やはり何かあったら学校で聞いてもらえなければ教育委員さんに言うわ、とか事務局に言うわ、というのは、本来は違うと。どうしようもなくなってから行くのはいいと思いますが。

<並河市長>

私にも。

<中嶋委員>

市長にも多々あると思いますが、やはり学校や幼稚園にというところもね、問題であればこそ、より強調していただけたら。

<並河市長>

だいたいそんな感じでよろしいでしょうか。

生徒自身に考えてもらうというのもぜひ重視してもらいたいと思います。いじめはいい悪いという倫理観とか、いじめられている子はかわいそう云々というよりも、いじめを許容する環境を作ると、自分もいじめられる側になるかもしれないという部分をちゃんと理解してもらいたいなというふうに思います。

<中嶋委員>

誰でも起こる問題です。

<並河市長>

誰でも起こり得る問題ですね。100人来て勝てるだけの腕と度胸と自信がない限りは、いじめを許容するというのは、いつか自分もそういう立場になるかもしれないという自分事としてやはり捉えてもらうような取組を進めていきたいなと。

<前川委員>

今進められているアクティブラーニングみたいな感じですよ。

<並河市長>

それで、どこの学校で、どんな感じでこうやっているというのを、ぜひこの場で、3回目ときには共有するようにしたいと思います。

ここで1時間過ぎましたので、次の議題に移ってよろしいですか。

<田中委員>

よろしいですか。

<並河市長>

どうぞ。

<田中委員>

いじめ対処のところや今の話もそうですが、9ページのいじめの対処の2つめの丸なんか、経験者がもしこれを読んだときにこれでいいのかと思うのは、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、とこれはそれでいいです。速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通す。発見されたらすぐ先生は、「いじめあったんや」と思って動くでしょ。これは正しいですか。これをやると、いじめが奥深いところに逃げてしまうわけじゃないですか。ここをしっかりスキルとして言うとおかないと、あったらじっとみんなで教師の目で確かめないといけない。これからは文章だけで動いて「あったんか。どうやったんや。」とやって正しいかのように思うが、子どもらはぐっと奥に入ってしまう。これを言ったらみんなやられてしまうでと。これは感性的に言いたいのは、いじめというのは情報が入ったら、必ず共有化するときにみんなで見ようと。先生の中で発見して初めてこれどういうことやってすると、子どもはなんでも話をしてくれるわけです。経験者はわかると思います。ここの文言を入れてください。対処はまず、共通理解の中で教師の目で発見しようと。

<並河市長>

先生自身の目で見定めるということですね。

<田中委員>

そうです。そうしないと、隠されてしまう。そんなことしていない、言った人間も、そんなこと言ってない、これで終わってしまっていて、どうしたもんか、となる場合だってあるんです。だから今のその文言を考えてもらったらきっとわかってもらえると思うのですが、いかがでしょうか。

<並河市長>

あった事例としては、いじめが身近にあると書いた子を聴取していると何らかの形で他に伝わってしまって、先生がばらしたと誤解を受けたり、いろんなケースがあると思うので、唯一懸念するとしたら、先生が見定める間にすごく時間がかかってしまって、子どもがいじめがあると SOS を出していたけども、対処までに、もし重大事案が発生してしまった場合に、わかってたのではないのか、というところも若干気になる部分ではあります。

<田中委員>

その内容によっては、もっと言えばその段階ではもう遅いんですね。教師の感性が負けているんです。これは実践で、においがあるんです。子どもの。学級経営の中で感じるんですよ。

<並河市長>

いかがですか、実践のみなさんは。

<事務局側 吉岡>

よく我々が言う教師の感性。それをやはり教師自身が磨いていっているんなアンテナをはって、微妙な子どもの動きを感じ取らないといけない。怪しいなと気づかないといけない。

<並河市長>

スキルを持ったベテランの先生ばかりであればいいかもしれませんが、全体として若い先生方が増えてしまっているという状況もありますので、それがその先生自身がまごまごしているというよりは、ちゃんと回りもサポートして、チームで対応できるように、というのがないと、難しい。タイミングを逸してしまうというのが怖いところですよ。

<田中委員>

市長がおっしゃるように、タイミングを逸すると、命の問題にかかる。でも。その以前に読めるはずなので、もし第一通報、いわゆる発見があったときは共通理解で、歩調をそろえてきちっと見抜いていこうという文言を入れた方がいいと思う。

<森継教育長>

それは早期発見というところで、対処というのはいじめと認識したときのことで。

<田中委員>

重要な問題が起こった場合のことですね。

<森継教育長>

そうです。先ほど先生がおっしゃっていただいているのは、教師が感性を磨いて、早期発見、いじめが起こるまでに何か雰囲気的なところで押さえておけということですね。

<並河市長>

両方です。対応の部分も、生徒自身が事実関係がわからないで奥に入ってしまう場合があるので、先生自身で状況を見定めましょうというような対処の部分も必要だし、それ以前の、早期発見の部分でも、先生自身で判断する部分を重視しようと。

<森継教育長>

順番でいったら、未然防止と見つけるというのは、対処というのは認知してからのこととして、分けて書かせてもらったのですけれど。

<中嶋委員>

ちょっとよろしいですか。

教育長がおっしゃるのもよくわかります。多分この対処のところでおっしゃりたかったのは、1人の先生で、担任の先生とか個人で抱え込まずに、組織で対応しようとしてほしいという文言だと思うんですね。それであればその前の、いじめ発見の通報を受けた場合にはという文言を変えてですね、いじめに対応する場合には、とかいう形になれば、対処だけになるので、よいと思います。

田中委員がおっしゃっていることは、早期発見の部分で、勘違いで先生が子どもが言ったからいじめやと動くのではなくて、十分に先生目で見て、周りの確認をするという部分を入れましょうということだと思いますので、それを分けてしていただいたら、書き方の部分で。

<並河市長>

抱え込まず、組織的なところですね、内部でもいいですから、それは誰なんだと、校長先生、学年主任とかがぱっとすぐに入って一緒にやるとか、何かそういうふうに決めないと、だいたいそうなっているとは思いますが。

<中嶋委員>

文言だけをもう少し精査していただきたいなど。伝えたい内容に。

<田中委員>

イメージとしては教育長が言われているのも含めて2つの面があります。だから少なくとも大きな問題が起こってきたら、そこはもう一人で抱え込んだらあかん話です。

どうでしょう、少し文言考えてもらって。

<事務局側 吉岡>

早期発見の部分で、教師がしっかりとアンテナを張って、子どもの日々の生活をまず見なさい、というのをまずわかっておくのが必要かなと。そして今おっしゃったように、対処のところでも、そういうみんなの目できちっと、それがいじめなのかというのを確認してから組織で対応するというのを、対応のところに入れたらいいのかなと思います。

<田中委員>

教師の目が一番大事。

<中嶋委員>

両方の話を聞かずにしないと、いじめられた、そうか、いじめたんか、そうでもないと思いますし、私はしてませんと言っても、本当にいじているというケースもよくあることなので。

<田中委員>

いじめててもいじめてへんって認識することもありますし。でもそれが重大な問題になる場合も、

<並河市長>

それはあるかもしれませんね。相手はいじめられていると思っているけれども、やっつる子は、遊んでいるつもりというのもありえますし。

非常に重要な問題ですので、いろいろご意見を賜りたいところですが、いったんそういう形で門を閉めさせていただきまして、では案件2でございますが、教育大綱の進捗管理ですが、今現状こんな感じでやっていますというところを。

<事務局 加藤>

それでは案件2の総合教育会議における教育大綱の進捗管理についてなんですけども、まとめさせていただいておりますのが、資料4の黒板の絵の表ですけども、前回会議におきまして、これから進捗管理していく項目を決めていただくことを目的といたしまして、事前に学校や庁内の各課から提出された4年後の目標および、今年度の目標をA3用紙にまとめた表、前回すごい大きな表があったと思うのですが、その表をお示ししたうえでご議論をいただいております。ただ膨大な量の非常に見にくい表になっていたということ、事務局が進捗管理に関する明確な方針をお示しすることができておりませんでしたので、短い時間で大量の内容を見ていただかないといけないということで、ご議論に際しまして、大変ご苦勞をおかけしたのかなというふうに考えております。その点事務局としても反省をしているところでございます。ただ、その中でもですね、委員のみなさまから非常に貴重なご意見をいただいておりますので、そのあたり、前回の反省と、頂戴した意見を踏

まえまして、今後の教育大綱の進捗に関する進め方を、この表のように、まとめさせていただきます。これに関して、担当の方から詳細ご報告させていただきます。

<事務局 三喜田>

はい、失礼いたします。それでは、資料4に基づいてご説明をさせていただきます。

課長も申しましたけども、前回の会議におきましては、進捗を見ていただく項目を何点かに絞っていただくというようなことをお願いいたしまして、ご議論を頂戴したところですけども、今回はご議論を踏まえまして、特にこの総合教育会議で今後も進捗を見ていくべき項目について、資料4の4つのテーマを挙げさせていただいております。いずれも前回の会議において、重点的にみなさまでお話をいただいたものでございまして、テーマの1というのが小1プロブレムおよび中1ギャップの解消、テーマの2が体力向上に向けた取組、テーマの3が基礎学力の向上と学習意欲を高める取組の推進、そして最後テーマの4が人づくりと街づくりをつなぐ重点施策ということになっております。

テーマの1～3は、教育大綱の本体部分と言いますか、そこに掲げられているものでございます。ただ一方で、テーマの4につきましては、どちらかという、本市の総合戦略に掲げられているテーマと重なる部分でございまして、これらの違いに基づきまして、テーマの1～3とテーマの4とでは、進捗管理の方法を分けたいなというふうに考えております。

まずその大綱の本体部分に関するテーマの1～3について、ご説明をさせていただきますと、前回の会議の中で、各委員のみなさまから、大綱の進捗を見ていくうえで、各中学校区をひとつのまとまりとして見ていくのがいいのではないかと、とか、小学校から中学校までの9年間、はたまた幼稚園も含めた12年間を通して見ていった方がいいのではないかと、というご意見があったところでございます。

それでまた、総合教育会議でご議論いただきました内容を、または頂戴いたしましたご意見について、しっかり現場にフィードバックできるような仕組みを作るべきだというようなご意見。また、大綱の各取組について、中学校区ごとに話し合いをするような場を設けて、その中に事務局も入って行って、一緒になって議論すべきだというような意見も頂戴したところでございます。

以上のこういったご意見を踏まえまして、この教育大綱に関わるテーマの1・2・3におきましては、資料の中ごろにございますテーマ1～3についてというところですけども、そこに①～③に書いている方法で、進捗を図っていただけるというふうに考えております。

まず①でございますけれども、次回2月に開催の総合教育会議に先立ちまして、幼稚園、小学校、そして中学校の先生で構成いたします、中学校区ごとのワーキング会議、リーダーには中学校の先生になっていただくことを考えておりますけども、このワーキング会議を開催いたしまして、中学校区ごとに、テーマの1～3について、話し合いを行っていただく機会を設けようと考えております。そのワーキング会議での話し合いの結果を本日お配りさせていただいております、重点テーマ進捗報告書というものに、話し合いの結果

をまとめていただきまして、これを次回の総合教育会議までに事務局の方に提出をいただくこととさせていただきたいと思っております。

そして②ですけれども、次回の2月の総合教育会議におきましては、中学校区ごとのワーキングから提出されましたこの報告書を基に、校区ごとの取組について、ここでご審議、ご議論を賜りたいなというふうに考えております。

そして③、ご覧いただきまして、この総合教育会議でいただきましたご意見につきましては、各校区のワーキング会議に再度お返しをいたしまして、そのワーキングメンバーで検討、共有を図ったうえで、各学校にフィードバックして、今後の取組につなげたいと考えております。なお、各校区のワーキング会議、11月8日にひとつ予定をしているものがございます。そこに事務局として、総合政策課の方もオブザーバーとして参加させていただくというような予定になってございます。

<並河市長>

他は。学校教育課は。

<事務局側 吉岡>

はい。学力向上推進委員会というのを今年度から開いているのですが、その中で、後半部分、中学校区別に分かれて、小中連携、幼小連携等の連携についての話し合いをしてもらう時間をとっております。それが、今おっしゃっていただいたワーキング会議ということになります。

そこに一覧表になっております、これは、各校から昨年度の末から今年度の始めに出してもらった大綱の中の各学校の取組のところですけども、これを基にして、8月には、この中から特に、中学校区でこれとこれとこれというふうに視点を絞って今年1年取り組もうやないかというのを考えていただいております。それであれば、この今日の会議の前に開かせてもらえばよかったのですが、日程の都合がなかなかつかないだったので、11月8日に、今の進捗状況、8月に視点を絞った内容をどの点まで今進んでいるのかというのを確認してもらって、このコメントのところに書き込んでもらうという作業をしてもらうのが11月8日ということになっております。だから今日のこの部分空白であったので申し訳ないですが、そういうことになっております。

<並河市長>

わかります。

総合政策課が行くと言ったので、総合政策課以外もみんな行くんですね、ということを確認したかったのです。

はい、では続いて。

<事務局 三喜田>

教育大綱の本体部分ではなくて、テーマの4番、人づくりと街づくりをつなぐ重点施策でございますけれど、大綱をお持ちでしたら見ていただきたいのですが、大綱の1番後ろのページから2番目のところですね、こちらの黄色いラインが入っているものでございますけれど、テーマの4につきましても、教育大綱にももちろん記載はされているわけですが、このテーマ自身はですね、本市の総合戦略における取組そのものでございます。

総合戦略につきましては、現在進行形で総合戦略の進捗管理ということで、すでに照会および取りまとめの作業が、今現在進んでいるところでございます。従いまして、総合教育会議におけるテーマ4の進捗管理につきましては、今現在総合戦略の進捗管理で使っている進捗管理表と、この進捗管理表がちょっとわかりにくいものですので、それプラスアルファこれを補足する資料を以って、進捗を図っていきたいというふうに考えております。それ用に書かせていただいたのが、今日お配りした、カラー刷りのものの、先ほどご説明した1番最後についているA4サイズ1枚の表でございます。この表は、先ほどの教育大綱の重点施策のところの(1)から(4)に該当するものの、事業ですね、総合戦略の中から抜き出した表になっております。それで、このテーマ4の進捗管理につきましてはこの進捗管理表と、それを補足する資料を実際に担当する課の職員がこの会議に出席をして、実際に事業の進捗をご説明させていただくというような形でやらせていただきたいと思っております。

ですので、フィードバックという点につきましては、実際にその事業を担当する職員がまいりますので、そこでいただいたご意見等が直接担当の課に伝わるということで、フィードバックできるのではないかなというふうに考えています。

以上テーマ1～テーマ4の進捗の管理についてご説明をさせていただきました。

なお、前回の会議でお示しをさせていただいたA3の一覧表ですけども、前回の委員の皆さんのご指摘を受けまして、テーマを絞り、また様式も変えて実施していくことにさせていただきたいなというふうに考えておりまして、今後そのA3の用紙を以って、この会議で進捗を図るということはもうしないということにさせていただきたいなと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。以上です。

<並河市長>

それは各校で使われていくということになるんですか。

<事務局 三喜田>

そうですね、使用の方法はまだ検討中ではあるんですけども。

<中嶋委員>

もう実施しないということではないですよ。

<事務局 三喜田>

実施しないということではないです。大綱の中身そのものですので。

<並河市長>

具体的に書いてくださっているところもあれば、極めて抽象的な、何をやっているのかよくわからないようなところも非常に多く、今度の11月8日のときにしっかり身のある中身の議論をしていただきたいというふうに思うのですが、今進めている、特に特記すべき事項というか、こういう点重視していますというような、みなさんにご意見をいただく上でも、ありましたら、どうですか。

<事務局側 吉岡>

それぞれの校区で今進めていただいているところなのですが、私が全部把握しているわけではないのですが、特色のあるところだけでも、紹介させていただきます。

まず、北中学校校区、丹波市小学校と丹波市幼稚園ですけれども、従来からも行事等で交流はいろいろしてくれていたのですが、今年度、奈良県の指定を受けまして、研究モデル地区ということで、幼児期の教育と小学校教育の育ちをつなぐ、幼少連携事業という、2年間の事業になっております。その研究モデル地区ということで、県下3つか4つかの地区のひとつに、この丹波市小学校・丹波市幼稚園が入ってということになります。それで、先ほども言いましたように、従来は幼児だけで交流をしていたのですが、それよりももう少し深く、幼稚園の保育要領と、小学校の教育課程の中で、カリキュラムとしてつながっていけるところはないだろうか、というところを2年間かけて研究していくというのが主な内容になっております。それで今、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムというところを今、幼小合わせて組んでくれているところですが、従来から、丹波市小学校の方は、話し合い活動というのを中心にやってくれておりました。幼稚園の方でも、自分の気持ちを自分の言葉で伝えていきたいということが、幼稚園活動の中心にありましたので、その辺でつながっていけるような交流なり活動がないだろうかというところで、今探ってもらっているところでございます。来年度はなんらかの形で発表会なんかもしたいなと現場の方は申しておりますので、そういう形でまたご紹介できるのかなというふうに思っております。

同じく北中校区の方では、ご存知のとおり、櫛本小学校の方で図書館の解放をしてくれています。月1回第2水曜日ということで、1時から2時の間、地域の長寿会の方、あるいはコーディネーターの方に、お世話いただいて、幼稚園の子どもさんと保護者を招いての読み聞かせであったり、本の閲覧などをしていただいています。だいたい1回について、4～5世帯のご家族が来られているというふうに聞いております。そのようなところで、前栽小学校だけでなく、櫛本小学校の方でも幼稚園の子どもを図書館に招いての交流を進めてくれているというところでございます。

次、南中学校校区でございます。南中学校区の方も、幼小の連携というのを非常に盛ん

にやっけていただいております。特に、近いということもありまして、井戸堂小学校と井戸堂幼稚園は、門ひとつ開ければ隣ですので、頻繁に行き来をしてくれております。特に小学校の方、中休みというちょっと時間の長い休み時間があるのですが、そのときは毎日ではありませんが、決めて、幼稚園の園庭に出かけて行って、幼稚園の子ども達と一緒に休み時間を過ごすというような取組もしてくれておりますし、また、夏の暑いときには幼稚園の子どもさんクーラーが入りませんので、暑いなかお弁当を食べるのはかわいそうということで、小学校の図書館を開放していただいて、幼稚園の子どもに来てもらって、ここでお弁当を食べるといふ、いろんな交流をしてくれているようでございます。新しい交流の仕方を今探ってくれているところでございます。

西中校区の方も、二階堂小学校と二階堂幼稚園の方で、今までからも交流を頻繁に行ってもらっているところですけども、年間だいたい小学校と幼稚園の交流活動が 20 回ほど予定しているといっております。その中には先生が出向いていって授業をする出前保育というのもありますし、体育的活動の交流ということで、小学校のプールに幼稚園の生徒がやっけてきて、小学校の先生が指導するというような取組、あるいは、マラソン大会で、小学校の運動場を使って幼稚園の子ども達がマラソンをする、あるいは凧揚げ大会をする、そのような取組で頑張ってくれているという風に聞いてございます。

幼小中の連携で私がかかっているところはそれぐらいなのですが、また今度 8 日の交流のときには新しい取組が出てくるのかなと、楽しみにしております。

<並河市長>

ありがとうございます。

全部これでいくとあと 1 時間ぐらい必要になってしまいますので、ちょっと時間がないので、いったんそういう形で各校がやっけていることを今抽出していつている、それを先生方同士で今度ぶつけていただいて、それを各中学校全体としてじゃあどういふところを着目してそれぞれやっけていくのだろうということを次の会までにお出ししていく、そういう流れでよろしいですか。

<事務局>

はい。

<並河市長>

ということなのでございますが、進め方なり、あるいは今すでに掲げている部分等ではなかご意見等ございましたら、いかがでございましょうか。

1 に限らず 4 までまとめて。

<田中委員>

小 1 プロブレムあるいは中 1 ギャップということで、そのカリキュラムが進んでいるの

は非常に良いと思います。特に、先生方の連携の中で、夏休みの合同研修をされておられますね、これをまた機会があれば中身を具体的に教えていただきたい。どんな講義をされているのかすごく興味があるので。これをやると子どもらも安心・安全が確保できるかなと思い、すごく良いと思いました。

あと 1 点は保育所との連携もしていただいているのですよね。すごく安心して見せていただきました。また次を期待しております。

<中嶋委員>

まずは中学校区にまとめていただいて、すごくいい形でできるのではないかなと思います。書いているだけでなく、実際に本当に連携をしていただくようになっていけばいいなと思って拝見しました。

あとテーマ4ですけども、報告書は予算を書いていただいておりますが、何をされているか正直まったくわからない。今日担当の方が来ていただいているということで、何か。

<事務局 三喜田>

これは今ちょうど戦略の進捗管理を内部でしておりまして、次回のときに。

<中嶋委員>

乞ご期待ということで。

<並河市長>

やっているので言うと、前栽と樺本は図書館をやり、井戸堂は多目的教室を開放と。使っていただく方はこれからしっかりと増やしていきたいということ。

放課後子ども教室は井戸堂で、10 月から始まりましたという状況なので、また実施の中身というのは共有させていただいて、土曜学習というのは、今現在主にやっているのは朝和ですね。朝和校区ですけれども他の校区からも来ていただいている、結構いっぱいという状況で。ここは去年は公民館だったのが、今年は小学校の校舎を使っていると、それで中身としては、遊び方とか工作とかそっちが重視して

<事務局側 吉岡>

バラエティーに富んでいます。

<並河市長>

バラエティーに富んでいる。

で、高校連携に関しては、添上高校がこの間支援事業やりましたけども、体力測定だとか、幼稚園の保育だとか、大学連携はどうですか。

<事務局側 吉岡>

模索中なのですが、西中が天理大学の体育学部と連携して、その辺新しい活動を作れたらな、ということはまだ検討中です。

<並河市長>

I C Tの方は福住ですね。で、オープンスクールのことを紹介していただいてよろしいですか。

<事務局側 吉岡>

先日 31 日にオープンスクールをやりまして。

(パンフレット配布)

今お手元に配らせていただいたのは、福住小学校の学校案内というもので、福住小学校が作ってくれました。

来年度から小規模特認校を置いたために、31日にオープンスクールをし、学校説明会をしたわけです。午後1時から始めて夕方まで、前半部分は授業参加、後半は説明会という形で、どれだけの家族が集まってくださるのかなと考えておりますと、6世帯集まられて、子どもの数で10名となっております。それでその10名の方に授業を見ていただいて、僕らも見に行ったら、もう広い運動場で子ども達は走り回っていました。それでお母さん方も一緒に、「とても環境が良いところですよ」ということをおっしゃっていましたし、ご夫婦でお見えになっているおうちもありました。早々にその日の帰りに校長と面談して、申請書を書いて、今日提出された方が2名ということで。

校区で言いますと、前栽校区の方、丹波市の方、それから山の辺の方。というような形で、一応全部来られれば10人ということになります。

<並河市長>

そうすると大分複式学級の解消とかいうところにもつながっていきますね。

ぜひ、第一歩ですけども、しっかり取り組んでいければなど。

<田中委員>

丹小出たら丹小少なくなりますね。

<中嶋委員>

それぐらい心配になるぐらい行ってもらったらいいですね。

<並河市長>

今日はちょっと駆け足なのと、まだ案件としてちょうどやっているものがあるので、まとめて報告は次回ですね。そうすると、次回もうちょっと時間が必要そうですね。

<中嶋委員>

地域開放の1番なのですが、井戸堂はこれからということなのですが、今年井戸堂は夏祭りをされて、それを多目的室を開放されて、ところが地元の方としてはなかなか、お祭りとしては運動場がメインになってしまって、多目的室には呼び込みしないとなかなか行ってもらえなかったというのがあるのですが。こちらの方の趣旨は多目的室がメイン。その辺の効果とか今後の可能性というのを探っていただきたいと思います。

ただ、前裁の方は実際機能してないような気が私はしていますので、そこはそこで地域の課題もいろいろあったりとかします。できないなら、しようと言わない方がいいと思います。ただ、でもやっぱりやっていくべきであったら、どうすればいいのだということになって、今できていないことが問題ではないと思うのですが、課題ではあっても。実態を探っていただきたいと思います。

<並河市長>

やや安全ボランティアの方が図書館の解放にしても何にしても、非常に今まで自分たちでやってこられたことを、誇りに思っている中で、それが次に小学校に上がってくるお子さんだったりその家庭だったりしても、非常にセンシティブに反応された部分もございまして、そこを段階的に解きほぐしていくために、まずは幼稚園、保育所単位で図書館で読み聞かせ教室をやるというのを、今まで積み重ねてきたところでございます。その状況を見て、じゃあ次の段階どうしていくかというのを、我々も安全ボランティアだったり、他の保護者の皆さんの理解も得られるような形で、ちょっとそのステップを踏んでいかないといけないかなと。

それで、井戸堂の方は、どうぞ使ってください、ご自由に、と言っても、実際なかなかそこまで足を運んで使う人というのはまだあまりない状況ですね。その中で、放課後教室の方はこの間始まって、それは子ども達が喜んで来てくれているというので。そこに来ていただいている方というのは、地域の方々ですので、そこにいろんな方を巻き込んでいく形で、広げていけないかなというのを若干模索しているという認識でよろしかったでしょうか。今1回行くごとに、子どもが27名、そこに来ている地域の方が3名。それをよりきめ細かくいろんなことをするためには、こういう形で子ども達が放課後いるけれども、そこに参加していただけないですか、という形で地域が巻き込んでこれればいいかなと。それは樺本の方がむしろ自然発生的にどんどん学校主体で進めていただいているなという印象で、図書館整理のところから最初始まっていたのが、子どもらと一緒に俳句をやりたいとか、あるいは地域の方で、放課後教室をやりたいなということを議論いただいているのですよね。紹介をよろしいですか。

<事務局側 吉岡>

まだ具体的にとまではならないですが、できればそういう形でもやりたいなと。

<並河市長>

それは昨日教育長とも議論していたのですけども、学習習慣が全然ない子どもさんが相当数やはりいらっしやって、それが今の天理の子どもの成績を結構ぐっと押し下げてしまっている部分があると。それで二階堂小学校が月に2回、金曜日の6時間目に、補講、居残り勉強をやっているんですね。だからその状況も見ながら、他の学校にも広げていけるかなと。やはり学校の校長先生をはじめ、みなさん自身の思いと地域の部分と、うまい具合に合わせていって、やれているところを他に共有させて広げていくしか、なかなか上から目線でやれやれやれだけ言っても、結局ハレーションばかり起きてしまっている難しいのはあるかなと思います。せっかくでも特に前裁なんかは教育大綱にも掲げさせていただいた中ですし、段階を踏んで、取り組んでいきたいと。

<中嶋委員>

そうですね、地域性もあると思いますし、慌てずに地域に合ったような形で、理想はあっても、現状を把握していって、やっていただくのがいいかなと。

大規模は、大規模な良さとクリアしないといけないところもあるでしょうし、福住は少人数なんで課題が出てまたこういう新しい取り組みも始まったりとかあるので、一概にすべての学校が同じようにはいかないとは思いますが。

<並河市長>

どこがいいとか悪いとかでなくて、やはり子どもさんによって合う、合わない、ここだったらより伸ばせるという部分があるかと思うので、どれだけ僕らが柔軟に選択肢を準備して、そのニーズに答えていけるかだと思うんです。それで福住についてはやはり子どもの数が減ってしまっているのがあるので、やはり今回、数人なりとも来ていただいて、そのお子さん方の様子も見れば、また来年以降のつながりというところもなってくるかなと思いますし、一応通学の方法としてはまた議会等とご相談ですけれども、今検討しているのは、天理駅まで来ていただければ、7時40何分かのバスがあるので、その通学代というのは市の方で出していただこうと。バスを市で運行したら何百万もかかるけど、路線バスの定期代を出すだけであれば、ある程度で収まる。

毎日届けてくださいというと、すごくハードルが高いので、天理駅の整備する中で、いったん天理駅に来ればそこから路線バスに乗って行って、上入田の分団と一緒に通学すれば、7時40何分であれば、そんなに極端に早くに出ないといけないということでもないのかなと思っております。

<田中委員>

帰りもあります。

<並河市長>

学童がないからどうするんでしたっけ。

<事務局側 吉岡>

山田の方に帰るバスもありますのでね。だからこっちに帰ってくるバスが4時ぐらいです。それまでの時間は学校で見てください。

<並河市長>

今、学校の方も、校長先生をはじめ、このままでは学校自体の存続というか、危うい中で頑張っているかなと思いますので、またそこはぜひ、今後も教育委員のみなさま、ご鞭撻いただければ。

若干時間も過ぎておりますが、次回もう少しじっくり時間をとらせていただいて、特段ございませんでしたら、閉めさせていただきたいかなと思います。

<事務局 加藤>

次回の日程につきまして、少しだけお話させていただきます。今回いろいろ貴重なご意見いただきましたので、そのご意見をいじめ防止基本方針の案のところに盛り込むような形でいったん作らせていただくという方向でまずは取り組みさせていただきたいと思いません。

次回ですけれども、パブリックコメントさせていただきますので、2月中旬ごろに次回日程をとらせていただきたいと思いますと考えております。その時にまた教育大綱に基づく各取組についても具体的な内容をお示しできるのかなと考えております。

具体的な日程についてはまたご連絡させていただきたいと思しますので、よろしく願いしたいと思えます。事務局からは以上です。長時間ありがとうございました。

以上